一四一〇　直轄砂防工事を施行する件　一一
一四一一　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一一
一四一二　高速自動車国道に関する件　一一
一四一三　国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定した件　一一
一四一四　国土交通大臣が講習の実施機関を認定した件　一一
一四一五　講習の認定機関から国土交通大臣への変更届出の件　一一
一四一六　国土交通大臣が講習の実施機関を廃止した件　一一
一四一七　高速自動車国道に関する件　一二
一四一八　直轄砂防工事を施行する件　一二
一四一九　砂防法第二条の土地を指定する件　一二
一四二〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一二
一四二一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく型式指定をした件　一二
一四二二　砂防法第二条の土地を指定する件　一五
一四二三　直轄砂防工事を施行する件　一五
一四二四　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一五
一四二五　登録基幹技能者講習の登録を行う件　一五
一四二六　宅地建物取引業法第十七条の八に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　一七
一四二七　砂防法第二条の土地を指定する件　一七
一四二八　高速自動車国道に関する件　一九

一四五一　船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件　一九
一四五二　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二五
一四五三　船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件　二五
一四五四　船舶安全法第二十九条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二五
一四五五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二五
一四五六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二五
一四五七　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二五
一四五八　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二五
一四五九　船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二五
一四六〇　高速自動車国道に関する件　二五
一四六一　砂防法第二条の土地を指定する件　二五
一四六二　砂防法第二条の土地を指定する件　二五

一四六五　航空法施行規則等の一部を改正する省令の施行前に製造された無人航空機（同令附則第二条の規定により無人航空機とみなされるものを含む。）であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によりリモートＩＤ機能を備えることが困難であるものを指定する件　二五
一四六六　高速自動車国道に関する件　二六
一四六七　砂防法第二条の土地を指定する件　二九
一四六八　高速自動車国道に関する件　二九
一四七〇　砂防法第二条の土地を指定する件　二九
一四七一　高速自動車国道に関する件　二九
一四七二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を改正する告示　二九
一四七三　国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示　二九
一四七四　高速自動車国道に関する件　三〇
一四七八　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　三〇
一四七九　完成検査実施規程の一部を改正する告示　三〇
〇観光庁
一一　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　四
一二　気象測器の型式を証明した件　四
〇気象庁
五　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一九
〇海上保安庁
四一　知床鳥獣保護区を変更した件　一
〇環境省
七八　知床鳥獣保護区特別保護地区を変更した件　一
七九

八〇　環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する期間を定める件　一
八一　小湊鳥獣保護区を変更した件　一
八二　三貫島鳥獣保護区を変更した件　一
八三　三貫島鳥獣保護区特別保護地区を変更した件　一
八四　浅間鳥獣保護区を変更した件　一
八五　浅間特別保護地区を変更した件　一
八六　国立公園の公園事業を決定する件　一
八七　国立公園の公園事業を廃止する件　一
八八　国立公園の公園事業を変更する件　一
八九　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を指定した件　一八
〇原子力規制委員会
一〇　発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明の件　五
〇防衛省
二四六　海上における射撃試験を実施する件　九
二四七　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域の追加提供及び新規提供が決定された件　一七
二四八　海上等における射撃訓練等を実施する件　一八
二四九　陸上における爆撃訓練を実施する件　二五
二五〇　海上における射撃訓練を実施する件　二六
二五一―二五四　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二六
二五五　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二六
二五六　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　二九
二五七